

国民健康保険税 税率などが変わります

国民健康保険

税制改正および国の「保険料水準統一加速化プラン」の策定・公表に伴い、令和12年度までに保険料水準の統一の取り組みが必要なことから、令和6年度国民健康保険税率などを改正いたしました。納税通知書および納付書などは7月中旬に送付いたします。

【改正内容】

①保険料水準の統一化に合わせ、区分ごとに増減を図り税率などを変更しました。

区分	所得割 (%)			均等割 (円)			平等割 (円)		
	医療費分	後期高齢者支援分	介護分	医療費分	後期高齢者支援分	介護分	医療費分	後期高齢者支援分	介護分
〔改正前〕 令和5年度	8.75	1.84	1.63	20,502	4,080	4,080	23,562	7,140	7,140
〔改正後〕 令和6年度	8.70	2.10	1.70	21,000	4,500	4,400	27,000	9,000	6,800

②後期高齢者支援分の課税限度額が22万円から24万円へ2万円引き上げられました。

③軽減判定における所得算定方法の一部（被保険者数に乘じる額）が変更されました。

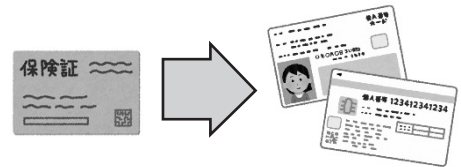
軽減割合	5割軽減	2割軽減
〔改正前〕 令和5年度	29万円×被保険者数	53万5千円×被保険者数
〔改正後〕 令和6年度	29万5千円×被保険者数	54万5千円×被保険者数

問い合わせ先：町民課 国保年金グループ ☎82-2325

マイナ保険証使ってみませんか？

マイナ保険証

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるように申し込みしたものです。



①【医療費を節約できる】

医療機関などを受診される時に、マイナ保険証を使うことで医療費を節約することができます（初診で現行の保険証よりも20円の節約となり、自己負担が3割の方であれば6円下がります）。加入者の保険料(税)で賄われている医療費を節約することで、保険料(税)抑制にもつながります。

②【より良い医療を受けることができる】

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③【手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除】

限度額適用認定証などがなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
※直近1年の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費などの減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。

○マイナンバーカードの発行またはマイナンバーカードを健康保険証として利用登録する申し込みは、下記までお問い合わせください。

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

問い合わせ先：町民課 国保年金グループ、戸籍グループ ☎82-2325
後期高齢・医療給付グループ